

# 山梨県公報

第二千六百五十八号

平成二十八年

十二月十二日

月曜日

## 公告

番一地从先から  
甲州市塩山牛奥字手代原二八五  
四番一地从先まで

年十二月十  
二日

### 目次

○土地改良区の解散の認可……………九二三  
○道路の供用開始……………九二三

### 公告

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………九二三  
○家畜商講習会の開催……………九二三  
○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(三件)……………九二四  
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………九二五

## 告示

### 山梨県告示第三百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、平成二十八年十二月五日円野土地改良区の解散を認可した。

平成二十八年十二月十二日

山梨県知事 後藤 齋

### 山梨県告示第三百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十二日

山梨県知事 後藤 齋

| 道路の種類 | 路線名   | 区間             | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
|-------|-------|----------------|----------|---------|
| 県道    | 塩山勝沼線 | 甲州市塩山牛奥字百市三三七二 | 一六三・〇    | 平成二十八   |

●大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十八年十二月十二日

山梨県知事 後藤 齋

#### 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 ユニクロ甲府店

2 所在地 山梨県甲府市上阿原町五百十一番地一

#### 二 届出の内容及び公告日

1 内容 変更

2 公告日 平成二十八年七月二十一日

#### 三 意見の概要

1 来退店経路の周知及び混雑時における警備員等の配置

2 騒音対策の実施

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年一月十二日まで

#### ●家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成二十八年十二月十二日

山梨県知事 後藤 齋

#### 一 開催の日時及び場所

1 日時 平成二十九年一月二十六日(木)及び同月二十七日(金)午前八時四十五

分から午後五時十五分まで

2 場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四一会議室

二 講習の内容及び時間

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
- 2 家畜の品種及び特徴 四時間
- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

三 受講手続 受講希望者は、講習手数料三千五百二十円に相当する額面の山梨県収入証紙及び写真（受講前六月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・四センチメートル、無帽、正面上半身像のもの）一枚を貼り付けた受講申請書を提出すること。ただし、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の四第一項ただし書の規定による講習の免除を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを併せて提出すること。

四 受講申請書受付期間 この公告の日から平成二十九年一月十三日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、郵送で提出する場合は、八十二円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（定形）を同封し、山梨県農政部畜産課畜産企画担当宛てに同月十三日（金）までに到達するように送付すること。

五 受講申請書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県農政部畜産課

六 その他  
 1 講習会用テキストが必要な者は、申請時に申し込むこと。テキストは、講習会の当日に、会場で実費配布する。  
 2 詳細については、山梨県農政部畜産課（電話〇五五―二三―一六〇五）に問い合わせること。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十二月十二日  
 山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十一月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 株式会社ライフステージ
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条五千二百十六番地
  - 3 代表者の氏名 鈴木弘美
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第九六九一号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し  
 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十二月十二日  
 山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十一月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 神田建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町最勝寺九百二十四番地二
  - 3 代表者の氏名 神田雅也
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二三）第二七一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十二月十二日  
 山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年十一月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 有限会社藤和工業
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市幸町九番三十八号
  - 3 代表者の氏名 内藤和雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第六八六六号
- 四 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事

業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し  
 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十一月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり都留市井倉第二土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

平成二十八年十二月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

| 氏名    | 住所             |
|-------|----------------|
| 佐藤顯彦  | 都留市井倉四百六十一番地   |
| 矢野文昭  | 都留市井倉三百七十九番地   |
| 矢野秀   | 都留市井倉四百六十九番地   |
| 秋山忠士  | 都留市井倉四百十番地     |
| 秋山昇   | 都留市井倉四百六十番地    |
| 小俣幸忠  | 都留市古川渡五百八番地    |
| 近藤明忠  | 都留市古川渡八百三十九番地一 |
| 平井仁   | 都留市古川渡五百二十五番地二 |
| 平井博人  | 都留市井倉三百七十三番地二  |
| 矢野幹夫  | 都留市井倉四百三十七番地   |
| 矢野信一郎 | 都留市井倉四百二十一番地   |

|      |               |
|------|---------------|
| 矢野勝  | 都留市井倉四百三番地    |
| 藤本明久 | 都留市古川渡八百四十九番地 |

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番